

# 一般社団法人日本真珠振興会定款

## 第 1 章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本真珠振興会（以下「本会」という。）と称し、英文では JAPAN PEARL PROMOTION SOCIETYと表記する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目 的)

第3条 本会は、真珠事業の研究、指導及び育成を図り、もってその発展、振興を促進することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 真珠の養殖、加工、販売及び輸出に関する資料の蒐集及び調査研究
- (2) 真珠事業の振興に関する方策の立案、建議及びその達成
- (3) 真珠事業に関する国内及び国外に対する宣伝及び啓もう
- (4) 真珠事業に関係ある貿易並びに国際経済に関する情報、資料の蒐集及び頒布
- (5) 真珠及び真珠業界に関する新聞及び図書の発行
- (6) 真珠の各業界間の連絡、提携及びその指導
- (7) 真珠事業を営む者に対する経営指導
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

## 第2章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会に第1種会員及び第2種会員をおく。

2 第1種会員たる資格を有する者は、真珠の養殖、加工、輸出又は販売を業とするもの（以下「真珠事業者」という。）をもって組織する法人又は団体であつて、その区域が全国を地区とするものとする。ただし、都道府県を地区とするものも必要に応じ、総会の議決により第1種会員たる資格を有するものとするができる。

3 第2種会員は、真珠事業者その他本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものとする。

4 第1種会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、第1種会員にあつては総会において、第2種会員にあつては理事会において、それぞれ承認を受けなければならない。

2 第1種会員にあつては、会員たる法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に必要な費用に充てるため、会員になった時及び毎年度、会員は、総会において定める会費を支払わなければならない。

2 既納の会費及びその他の拠出金品は、会員の退会の場合においても、これを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は理事会において定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合には、本会はその総会の日の2週間前までにその旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与えるものとする。

(1) 本会の定款若しくは総会の決議又は会員たる義務に違反したとき。

(2) 本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為をしたとき。

(3) 第1種会員たる法人又は団体の構成員となっている第2種会員が当該団体から除名されたとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総第1種会員が同意したとき。

(3) 当該会員が解散又は死亡したとき。

(会友)

第11条 外国の真珠事業者は、理事会の議決をもって本会の会友となることができる。

### 第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、第1種会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 役員報酬等の額及びその支給基準

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は毎事業年度終了後3箇月以内に開催し、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は会長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、第1種会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総第1種会員の議決権の過半数を有する第1種会員が出席し、出席した当

該第1種会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず次の決議は、総第1種会員の半数以上であって、総第1種会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第19条 第1種会員は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合においては、当該第1種会員又は代理人は代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第20条 書面による議決権の行使は、必要な事項を記載した議決権行使書面を総会の日の前日までに本会に提出して行う。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は出席した第1種会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席第1種会員のうちからその総会において選出された議事録署名人2名が、記名押印しなければならない。

## 第4章 役員等

(役員の数及び選任)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上11人以内
- (2) 監事 2人又は3人

2 理事のうち1人を会長、2人を副会長、1人を専務理事とする。

3 理事及び監事は、総会において選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、理事3人以内を第1種会員以外の者から選任することができる。

4 会長、副会長及び専務理事は、理事会において選定する。

5 理事及び監事は相互にこれを兼ねることができない。

6 理事のうち、同一の親族（配偶者、3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定企業の関係者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

7 監事は、本会の理事の親族その他特別の関係にある者及び職員が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特別の関係にあるものであってはならない。

8 会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところに従い、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定める所に従い、本会を代表し、その業務を統轄し、副会長は会長を補佐し、業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。  
2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で別に定める報酬規程に従って支給することができる。

(顧問及び参与)

第28条 本会に、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。

4 参与は、本会の業務の処理に関して会長の諮問に答える。

5 第25条第1項の規定は、顧問及び参与について準用する。

6 顧問及び参与は無報酬とする。

## 第5章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に附議する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、出席した会長及び専務理事及び監事が署名し、又は記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

(資産の管理)

第35条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による。  
2 使途又は管理方法を指定された寄附財産は、その指定に従って処理しなければならない。  
(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。  
(事業計画及び収支予算)

第37条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。  
2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。  
(事業報告及び決算)

第38条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属書明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。  
(借入金)

第39条 本会は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年以内のものを除き、総会の議決を得るものとする。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配)

第42条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第43条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を得て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国に贈与するものとする。

## 第8章 事務局等

(委員会)

第44条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し又は審議する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(事務局及び職員)

第45条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に所要の職員を置く。

3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本会の公告は、当会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は、大月京一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を特例民法法人の事業年度の末日とし、設立の登記の日を一般社団法人の事業年度の開始日とする。